一人ひとりが その人らしく生きる まちだプラン

(第4次町田市男女平等推進計画)



2017年3月 町田市



# 一人ひとりがその人らしく生きるまちだプラン (第4次町田市男女平等推進計画)の策定にあたって

町田市は、男女が平等で一人ひとりの人権を尊重し、個性と能力を十分に発揮しながら、自立して生きることのできる社会をめざして、2001年に「男女平等参画都市宣言」を行いました。そして、この宣言に基づき「町田市男女平等推進計画」を策定し、男女平等推進に関する施策を推進してきたところです。

2013年に「第3次町田市男女平等推進計画」を策定してからこれまでの間、人々の価値観や生活様式の多様化、少子高齢化の急速な進展、人口減少社会への突入など社会環境は大きく変化しています。



併せて、家庭や職場、地域社会における固定的な性別役割分担意識による家事、育児、介護の 分担の偏りや、男性の長時間労働の慣行が根強く残り、配偶者等からの暴力の防止や、仕事と家 庭生活の調和に向けた支援など、引き続き取り組まなければならない様々な課題があります。

一方で、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が制定されるなど、女性に対する社会参画の期待が高まりを見せています。

このような社会環境の変化や諸課題に的確に対応した男女平等施策を市として展開するため、このたび「一人ひとりがその人らしく生きるまちだプラン(第4次町田市男女平等推進計画)」を策定いたしました。本計画では「一人ひとりの人権を尊重するまち」、「一人ひとりが個性と能力を生かして活躍できるまち」の二つをめざすべき姿とし、その実現に向けて市民や関係団体の皆様と連携・協働した取り組みを着実に進めてまいります。

最後に本計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご提言を賜りました町田市男女平等参画協議会 の皆様をはじめ市民の皆様や関係団体の皆様に心よりお礼を申し上げます。

2017年3月

# 目 次

第1章 総論	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画策定の背景	2
3 計画の位置づけ	5
4 計画の期間	6
5 計画策定の体制	6
6 計画の構成	7
第2章 計画の基本的な考え方	8
1 基本理念	8
2 めざすべき姿	9
3 計画の体系	10
4 重点分野	12
第3章 計画の内容	14
めざすべき姿I 一人ひとりの人権を尊重するまち	14
I - 1 お互いを尊重し合う意識の醸成	14
I − 2 男女間のあらゆる暴力の根絶	17
Ⅰ-3 生涯を通じた男女の健康支援	21
めざすべき姿Ⅱ 一人ひとりが個性と能力を生かして活躍できるまち	23
Ⅱ-1 雇用や職業等の場における男女平等参画の推進	23
Ⅱ-2 仕事と家庭生活の調和に向けた育児・介護の支援	27
Ⅱ-3 地域における男女平等参画の推進	30
第4章 計画の推進	33
1 数値目標の設定	33
2 推進体制の充実	34
3 政策・方針決定過程への女性の参画推進	34
4 庁内の男女平等参画の推進	35
5 関係団体との連携	35
6 進行管理の実施	35
資料編	36
町田市男女平等参画協議会	36
町田市男女平等推進会議	38
男女平等に関する施策の国内外の主な動き	
関連法令	49
田蓮説田	58

# 第1章 総論

# 1 計画策定の趣旨

町田市では、2001年(平成13年)2月に男女が平等で、一人ひとりの人権を尊重し合い、個性と能力を十分に発揮し、自立して生きる社会をめざし、「男女平等参画都市宣言」を行いました。宣言を踏まえ、2013年(平成25年)3月に策定した「第3次町田市男女平等推進計画」に基づき、男女平等参画に関する施策を総合的に推進してきました。

本市のこれまでの取り組みにより、市民の固定的な性別役割分担意識の改善が図られ、男女平等意識の向上に一定の成果が見られています。一方で、雇用形態の多様化、少子高齢化の進行、未婚・離婚及び単身世帯・ひとり親世帯の増加など、社会環境は刻々と変化を遂げており、的確に対応していく必要があります。

2015年(平成27年)8月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」が制定され、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進する方向が定められました。これにより、市町村における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画を定めることが努力義務となり、本計画は男女平等推進において重要な役割を果たしていきます。

今後の本市における男女平等参画に関する取り組みを一層充実し、総合的かつ計画的に推進する ため、本計画を策定します。

# 2 計画策定の背景

### (1)世界の動き

- ●国際婦人年の最後の年である1985年(昭和60年)7月にナイロビで「国連婦人の10年最終年世界会議(第3回世界女性会議)」が開催され、西暦2000年に向けた行動指針である「ナイロビ将来戦略」が採択されました。
- ●1993年(平成5年)12月に国連総会で「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」が採択され、女性に対する暴力が重大な人権侵害であり、その根絶が急務であることが確認されました。
- ●1995年(平成7年)9月に北京で「第4回世界女性会議」が開催され、「ナイロビ将来戦略」について各国の進捗状況を把握するとともに、21世紀に向けて真の男女平等を実現するために「女性のエンパワーメント」「女性の人権の尊重」「パートナーシップ」の3つの柱を国際的指針として取り上げた「北京宣言及び行動綱領」が採択されました。
- ●2000年(平成12年)6月にニューヨークで「女性2000年会議:21世紀に向けての男女平等・開発・平和」が開催され、「北京宣言及び行動綱領」に基づいた各国の取り組みの成果を確認するとともに、さらに強化すべき取り組みを共有し、「成果文書」と「政治宣言」が採択されました。
- ●2005年(平成17年)12月にニューヨークで「第49回国連婦人の地位委員会(北京+10)」が開催され、「北京宣言及び行動綱領」などの評価・見直しを目的とした、10項目にわたる女性の地位に関する決議が採択され、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントの推進が持続可能な開発のために不可欠であることが示されました。
- ●2010年(平成22年)3月にニューヨークで「第54回国連婦人の地位委員会(北京+15)」が開催され、国連機能強化におけるジェンダー4機関の統合などの決議が採択されました。その結果、2011年(平成23年)1月に「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(UNWomen)」が発足し、女性の政治参画とリーダーシップの促進、女性の経済的エンパワーメント等を重点分野として取り組んでいます。
- ●2015年(平成27年)3月に「第59回国連婦人の地位委員会(北京+20)」がニューヨークで開催され、「北京宣言及び行動綱領」の確実な実現に向けて具体的な行動を取ることが表明されました。

### (2) 国の動き

- ●国では、1999年(平成11年)6月に「男女共同参画社会基本法」が制定され、男女が、互いにその人権を尊重し、責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を、21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置づけました。これに基づいて2000年(平成12年)12月に「男女共同参画基本計画」が策定され、その後、2005年(平成17年)12月に「男女共同参画基本計画(第2次)」、2010年(平成22年)12月に「第3次男女共同参画基本計画」と改定が行われ、社会の変化に対応し男女平等の実現に向けた取り組みの推進がなされてきました。
- ●2013年(平成25年)7月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)」の一部改正が行われました。これにより、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力およびその被害者についても、配偶者からの暴力及びその被害者に準じて、法を適用することとし、法律名も「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改められました。
- ●2015年(平成27年)8月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が制定されました。その中では、女性の採用・登用・能力開発のための事業主行動計画の策定が国や地方公共団体、民間事業主に義務付けられる\*\*とともに、地方公共団体に当該区域内における女性の職業生活における活躍についての推進計画の策定が努力義務とされました。
  - ※労働者が300人以下の民間事業主については努力義務
- ●2015年(平成27年)12月に「第4次男女共同参画基本計画」が策定され、2020年度までの男女共同参画施策について基本的方向や具体的な取り組みがまとめられました。その中では、「男性中心型労働慣行等の変革等を通じ、仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活その他の社会生活及び家庭生活を送ることができる社会」等の4つのめざすべき社会が掲げられました。

### (3) 東京都の動き

- ●1998年(平成10年)3月に男女平等推進のための東京都行動計画として、「男女が平等に参画するまち東京プラン」が策定されました。また、2000年(平成12年)3月に全国の自治体に先がけて東京都男女平等参画基本条例が制定され、2002年(平成14年)1月に新たな行動計画「男女平等参画のための東京都行動計画(チャンス&サポート東京プラン2002)」が策定されました。その後、2007年(平成19年)3月に「男女平等参画のための東京都行動計画(チャンス&サポート東京プラン2007)」、2012年(平成24年)3月に「男女平等参画のための東京都行動計画(チャンス&サポート東京プラン2012)」が策定され、男女平等に関する取り組みが積極的に推進されています。
- ●2006年(平成18年)3月に国の「DV防止法」に基づき、東京都における配偶者暴力対策の施策を体系的に示す「東京都配偶者暴力対策基本計画」が策定され、「DV防止法」の改正等に伴い、2009年(平成21年)3月及び2012年(平成24年)3月に同計画の改定が行われました。

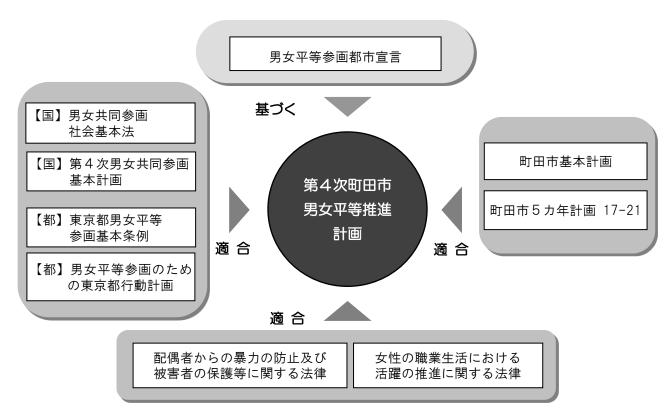
### (4) 市の動き

- ●本市では、1994年(平成6年)3月に「町田市女性行動計画検討委員会」からの提言を受け、「町田市女性行動計画―まちだ女性プラン(第1次)」を策定しました。この計画は、あらゆる分野における男女平等参画をめざし、市役所の全ての部署において女性の地位向上や男女差別撤廃の視点で従来の業務を見直し、策定したものです。
- ●その後、市の組織として設置された男女平等推進会議により各種事業の進捗状況を把握するとともに、施策の検討を重ね、1997年(平成9年)3月に「町田市女性行動計画―まちだ女性プラン進捗状況報告書」を発行するとともに、これまでの施策をジェンダーに敏感な視点から見直し、1998年(平成10年)5月に「改訂版 町田市女性行動計画―まちだ女性プラン」を策定しました。さらに2000年(平成12年)3月にその進捗状況報告書を作成しました。
- ●199年(平成11年)12月に市民と行政が女性問題解決のため、ともに活動していく拠点として「男女平等推進センター」を設立し、市民参画によりその機能の充実を図ってきました。
- ●2001年(平成13年)2月に「男女平等参画都市宣言」を行い、社会のあらゆる領域で男女の真の平等と真の参画を推進していくことを明らかにしています。
- ●町田市男女共同参画懇談会からの「町田市第2次女性行動計画(男女平等推進計画)策定に当たっての基本的な考え方」と題した報告と、「町田市男女平等に関するアンケート調査」から得られた市民の要望、意見を反映し、2002年(平成14年)3月に「町田市男女平等推進計画(第2次)」を策定しました。
- ●第2次計画の進捗状況を踏まえ、2012年(平成24年)2月に発足した「第3次町田市男女平等推進計画策定検討委員会」による検討をもとに、2013年(平成25年)3月に「第3次町田市男女平等推進計画」を策定しました。計画の推進にあたっては、毎年度計画の進捗状況を調査し、計画の着実な進行に努めています。

# 3 計画の位置づけ

本計画は以下のように国や都の関連計画や市の各計画との整合を図り、推進します。

- (1)本計画は、「町田市女性行動計画―まちだ女性プラン(第1次)」を発展させた「町田市男女平等推進計画(第2次)」、「第3次町田市男女平等推進計画」を基礎に、現状に即した新たな施策を加えて「男女平等参画社会」を実現するための施策推進の指針とするものです。
- (2)本計画は、国の「男女共同参画社会基本法」「第4次男女共同参画基本計画」及び東京都の 「男女平等参画基本条例」「男女平等参画のための東京都行動計画」を踏まえて策定してい ます。
- (3) 本計画は、「町田市基本計画」「男女平等参画都市宣言」に基づき、関連計画との整合性を図りながら策定しています。
- (4) 本計画は、町田市男女平等参画協議会における意見や、「町田市男女平等に関するアンケート調査」結果、「町田市内企業実態調査」結果など、市民や市内事業者からの意見および調査結果を尊重しています。
- (5)本計画は、男女平等参画社会の形成に関して本市がめざしている方向性や施策を明らかにすることにより、市内で活動するあらゆる市民・事業者等の理解と協力を得るとともに、さらなる参画を期待するものです。
- (6)本計画のめざすべき姿 I 基本施策 2 「男女間のあらゆる暴力の根絶」施策の方向 I 2 1 ~ 2 は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第 2 条の 3 第 3 項に基づく、本市における「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」(市町村基本計画)に位置づけます。
- (7)本計画のめざすべき姿Ⅱ基本施策1「雇用や職業等の場における男女平等参画の推進」は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第6条第2項に基づく、本市における「女性の職業生活における活躍推進計画」(市町村推進計画)に位置づけます。



# 4 計画の期間

本計画の期間は、2017年度から2021年度の5カ年とします。

# 5 計画策定の体制

本計画の策定にあたっては、各種調査及び会議での検討を行い、市民・学識経験者・市役所内関係部署の意見を把握し、反映に努めました。

各 町田市男女平等参画に 町田市内企業実態調査 種 関するアンケート調査 (2014年度実施) ア (2016年度実施) ケ 町田市内の従業員数10人以上 町田市内全域から、市内在住の満20歳 300人以下の事業所 以上の男女個人  $\vdash$ 1,600社対象 各1,500人対象(計3,000人) 調 【有効回収率:24.9%】 【有効回収率:41.2%】 査 推進施策のとりまとめ・計画体系及び素案の検討 検討 計 町田市男女平等 町田市男女平等 画 推進会議 参画協議会  $\mathcal{O}$ 町田市男女平等 検 推進会議幹事会 計画素案の公表・ 討 市民意見の募集 町田市男女平等 推進会議専門部会 (パブリックコメント) 外部委員会 市組織 -人ひとりがその人らしく生きるまちだプラン (第4次町田市男女平等推進計画)

# 6 計画の構成

本計画では、男女平等参画社会を実現するために、男女平等参画都市宣言に基づき、基本理念を設定し、基本理念に基づいて2つのめざすべき姿を設定します。さらに、めざすべき姿ごとに、その実現に向けた基本施策を設定し、本市が取り組むべき施策の方向を定め、取り組みを明らかにします。

- <基本理念> 本計画のめざしている最終的な目標を示しています。
- <めざすべき姿>基本理念を達成するための、男女平等施策全体の方向です。
- <基本施策> めざすべき姿を実現するための基本となる施策を、市の現状と課題を踏まえて設 定しています。
- <施策の方向> 基本施策を受けて行う事業をまとめたもので、施策の方向性を示しています。
- <取り組み> 施策の方向ごとに、市の取り組みを列記しています。

# 第2章 計画の基本的な考え方

# 1 基本理念

### 「その人らしさを発揮できる社会の形成をめざして」

「町田市男女平等推進計画」は、男女がその基本的人権を尊重し合い、自らの意思によってあらゆる分野の活動に対等な立場で参画する機会が確保され、政治的、経済的、社会的、文化的利益をともに享受することができ、ともに責任を担っていくことのできる、「男女平等参画社会」の形成をめざして策定するものです。

本市では、第3次計画のなかで「男女平等参画社会の形成をめざして」を基本理念として掲げ、 男女平等参画施策を推進してきました。しかしながら、男女平等参画社会を取り巻く環境は変化しており、多様性の尊重や個人の意思に基づいた自由な生き方の実現がより一層求められています。 一人ひとりが持つ基本的権利である人権を尊重し、個性と能力を生かしてその人らしく生きることは、多様性に富んだ豊かな社会の実現につながります。そこで、2001年(平成13年)2月に本市で行われた「男女平等参画都市宣言」に基づき、「その人らしさを発揮できる社会」の形成をめざします。

# 男女平等参画都市宣言

わたしたちは、男女が平等で、 一人ひとりの人権を尊重し合い、 個性と能力を十分に発揮し、 自立して生きる社会をめざします

21世紀を迎え、町田市は、 職場・学校・地域・家庭をはじめ、 社会のあらゆる領域で、男女の真の平等と 真の参画を推進するため

ここに、「男女平等参画都市」を宣言します

2001年2月1日 町田市

# 2 めざすべき姿

「その人らしさを発揮できる社会」の形成に向け、男女平等参画施策を進めていく上で、めざすべき姿を2つ設定します。

# めざすべき姿 I

### 一人ひとりの人権を尊重するまち

一人ひとりの基本的権利である人権は、人種や民族、性別を超えて万人が生まれながらに持っているものであり、その人らしく生きていくために等しく尊重されるべきものです。しかし、固定的な性別役割分担意識に基づく制度や慣習、差別や偏見、男女間の暴力などの人権侵害は、今なお根強く残っており、男女平等参画社会の実現を阻害する大きな要因の一つとなっています。

このような差別や人権侵害は、価値観や倫理観などの個人の意識から生まれるものです。したがって、個人の持つ人権が性別にかかわらず尊重される男女平等参画社会の実現にあたっては、一人ひとりが人権尊重の重要性を認識することが必要です。

このことから、本市の男女平等参画施策の実施にあたり、めざすべき姿 I を、「一人ひとりの人権を尊重するまち」とします。

### めざすべき姿Ⅱ

# 一人ひとりが個性と能力を生かして活躍できるまち

性別や年代にかかわらず、あらゆる人がその人らしく生きていくためには、各個人が持てる個性と能力を十分に発揮し、社会に参画していくことが重要です。しかし、家事・育児や介護などはいまだ女性の負担が大きく、妊娠・出産・育児などのために離職する女性は多い状況です。一方で、長時間労働により、多くの男性は家庭生活や地域活動にかかわりたくてもかかわれていないのが実情です。

固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく誰もが社会に参画できるよう、仕事と生活の調和を実現するとともに、その必要性について市民が認識し、行動に移すことが重要です。

このことから、本市の男女平等参画施策の実施にあたり、めざすべき姿 II を、「一人ひとりが個性と能力を生かして活躍できるまち」とします。

# 3 計画の体系

### 《基本理念》

# 「その人らしさを発揮できる社会の形成をめざして」

現状 めざすべき姿 固定的な性別役割分担意識が 依然として高い ハラスメントや精神的暴力 等の根絶に向けた意識啓発 一人ひとりの人権 が求められる を尊重するまち 妊娠・出産、健康への害等に ついての相談体制や情報提供 の充実が求められる 多様な働き方を求める割合が 増加している  $\Pi$ 一人ひとりが個性 育児・介護支援の充実を希望 と能力を生かして する割合が増加している 活躍できるまち 地域活動や社会活動参加者が 5割程度である

	「一」」内は、本市における「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」に該当する範囲を示します。 内は、本市における「女性の職業生活における活躍推進計画」に該当する範囲を示します。 施策の方向の★マークは、12・13ページに記載している重点分野を示します。					
		基本施策	<b>)</b>		施策の方向	
	1.	お互いを尊重し合う 意識の醸成		I - 1 - 1	男女平等参画に関する教育、情報、学習機会の提供	
Γ				I-2-1	配偶者等からの暴力の根絶に向けた 啓発の推進 ★	
	2.	男女間のあらゆる 暴力の根絶		I-2-2	配偶者等からの暴力による被害者への 支援 ★	
<u>:</u>			<del> </del>   _;   _	I-2-3 I-3-1	ハラスメントやその他暴力への対策 性を尊重する意識の浸透	
	3.	生涯を通じた男女の健康支援	) \ <del>-</del>		性差に応じた健康支援の充実	
			_ `			
	1.	雇用や職業等の場		Ⅱ-1-1	多様で柔軟な働き方を選べる環境整備 への支援 ★	
		における男女平等 参画の推進		<b>I</b> -1-2	女性の活躍推進に向けた取り組みへの 支援	
3			(			
	2.	仕事と家庭生活の	H	<b>I</b> − 2 − 1	子育てに対する支援 ★	
		調和に向けた 育児・介護の支援		II - 2 - 2	介護に対する支援 ★	
	3.	地域における男女 平等参画の推進	-(	II-3-1	男女がともに参画する地域社会づくり	

# 4 重点分野

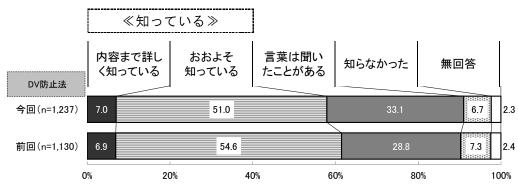
本市における男女平等参画を推進するため、以下の2つを重点施策として位置づけ、本計画において重点的に取り組みます。

### 重点分野1 配偶者等からの暴力の防止に向けた対策の強化

男女平等に関するアンケート調査の結果をみると、第3次計画の目標であったDV防止法を知っている割合(目標値:100%)は58.0%、配偶者・恋人間における身体や精神を傷つける行為を暴力として認識する市民の割合(目標値:100%)は73.7% $^*$ と、いずれも目標を達成できていないことから、これまで以上に、配偶者等からの暴力の防止に向けた働きかけを行う必要があります「図表1・2]。

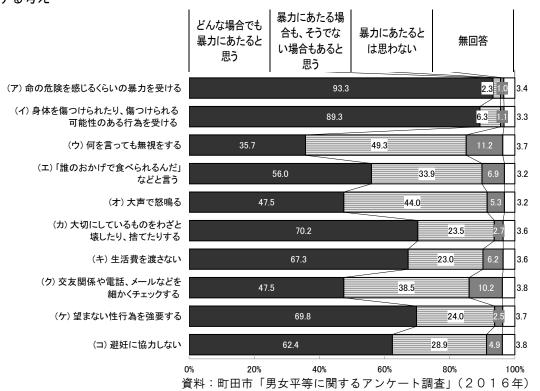
### 図表1 DV防止法についての認知度

【経年】



資料:町田市「男女平等に関するアンケート調査」(2010年、2016年)

#### 図表2 暴力に対する考え



※図表2の(ア)~(コ)のすべての項目で「どんな場合でも暴力にあたると思う」と「暴力にあたる場合も、 そうでない場合もあると思う」のいずれかを回答した方の割合が73.7%となっています。 本計画では、基本施策 I-2 「男女間のあらゆる暴力の根絶」施策の方向  $I-2-1\sim2$  を本市における「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」と位置づけています。

配偶者等からの暴力が重大な人権侵害であるという意識啓発を図ることで、暴力の根絶をめざします。また、関係機関と十分に連携を図りながら、相談窓口を充実するとともに、被害者に対する自立支援を行うなど、配偶者等からの暴力に対する対策をより一層総合的かつ計画的に推進します。

#### 関連する施策の方向

- ▶ I 2 1 配偶者等からの暴力の根絶に向けた啓発の推進
- ▶ I 2 2 配偶者等からの暴力による被害者への支援

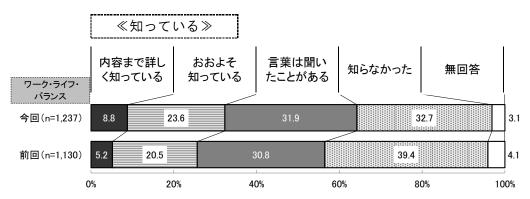
### 重点分野2 ワーク・ライフ・バランスの推進

男女平等に関するアンケート調査の結果をみると、第3次計画の目標であったワーク・ライフ・バランスを知っている割合(目標値:80%以上)は32.4%と、前回調査時の25.7%と比べて認知度は上がっているものの、目標を達成できていない状況です「図表3]。

現在、国において一億総活躍社会の実現に向けた働き方改革の検討が進められており、本市においても、企業・従業者等に対するワーク・ライフ・バランスの推進に向けた働きかけを行う必要があります。

#### 図表3 ワーク・ライフ・バランスについての認知度

#### 【経年】



資料:町田市「男女平等に関するアンケート調査」(2010年、2016年)

長時間労働を前提とした従来の働き方では、女性の仕事への参画を困難にする一方で、男性自身の家庭生活や地域活動への参画も困難な状態にしています。その人らしさを発揮できる社会を実現するためには、多様で柔軟な働き方を選べることと、就労を希望する男女が仕事と育児・介護等の二者択一を迫られることなく働き続けることがより一層重要となっています。

本市では、市民一人ひとりが、仕事や家庭生活、地域社会などにおいて、生きがいと充実感を得てその人らしい人生を送ることができるよう、ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組みます。

#### 関連する施策の方向

- ▶Ⅱ-1-1 多様で柔軟な働き方を選べる環境整備への支援
- ▶ II 2 1 子育てに対する支援
- ▶ II 2 2 介護に対する支援

# 第3章 計画の内容

# めざすべき姿 I 一人ひとりの人権を尊重するまち

### I-1 お互いを尊重し合う意識の醸成

#### 現状と課題

男女がそれぞれの個性と能力を十分に発揮し、自らの意思によってあらゆる分野へ参画を進めていくためには、市民一人ひとりに男女平等参画に関する意識が根付いていることが重要です。

男女共同参画社会基本法が制定されて15年が経過し、本市においても様々な機会を通じ、男女平等参画に関する情報の提供や教育・学習機会の提供に努めてきました。その結果、男女平等参画に対する意識は高まっているものの、依然として固定的な性別役割分担意識は根強く残っています「図表4・5]。

長い時間をかけて形成された固定的な性別役割分担意識は、すぐに払拭できるものではありませんが、その解消に向けて継続した取り組みを進めることが重要です。また、性的指向や性自認などを理由とする差別や偏見の解消に向けた啓発を進めることも重要です。

そのため、本計画のすべての取り組みの根幹をなす基盤的な施策として、男女平等参画に関する 理解を促すための広報・啓発活動や教育・学習機会の提供に取り組むことが必要です。

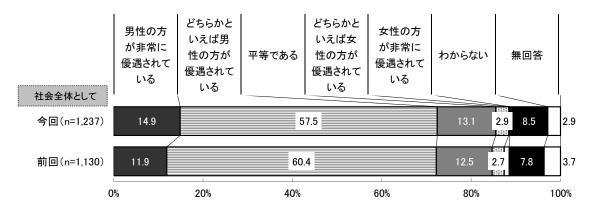
#### ■固定的な性別役割分担意識

「男性は仕事、女性は家庭」のように、男女ははじめからその役割が異なり、生き方があらかじめ決まっているという考え方や、それに沿った役割を期待することをいいます。

女性の社会進出や夫婦共働きが多くなった近年では「男性は仕事、女性は家庭と仕事」という女性の 二重負担の現実も生まれ、より一層女性の負担が増加し、男女の自由な生き方を妨げる原因となってい ることから、解消を図っていく必要があります。

#### 図表4 男女の平等感について(単数回答)

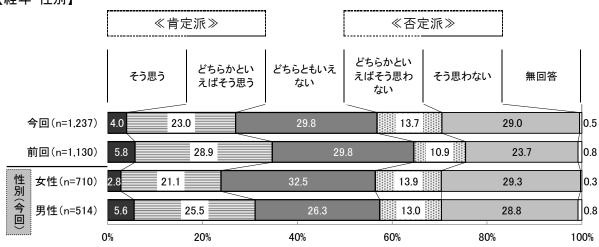
#### 【経年】



資料:町田市「男女平等に関するアンケート調査」(2010年、2016年)

#### 図表5 「男性は仕事、女性は家庭」という考えについて(単数回答)

#### 【経年·性別】



資料:町田市「男女平等に関するアンケート調査」(2010年、2016年)

# Ⅰ-1-1 男女平等参画に関する教育、情報、学習機会の提供

男女平等参画の重要性とその内容を理解することができるよう、あらゆる媒体を通じた情報提供および多様な学習機会の提供を行います。

また、次代を担う子ども達が、個性と能力を十分に発揮できるよう、男女平等の視点に立った教育を行います。

	取り組み	内容	対象	担当課
1	「(仮称)男女平 等参画条例」の 制定検討	町田市にふさわしい「(仮称) 男女平等参画条 例」の制定についての検討を行います。	市民 事業者 市組織	男女平等推進センター
2	男女平等の視点 に立った教育と 指導	児童・生徒が性別にとらわれることなく、個性と能力を十分に発揮できるよう、学校教育の場において、男女平等の視点に立った教育と指導を、性の多様性についても配慮しながら行います。	市民市組織	指導課
3	学習機会の提供 と支援	男女平等参画に関わるテーマについて理解を 深めるための講座を実施します。また、自主 的な学習活動に対して、場の提供など支援を 行うとともに、保育・託児付きの事業を充実 し、乳幼児をもつ親の参加を支援します。	市民	子育て推進課 生涯学習センター 男女平等推進センター
4	男女平等に関す る情報や資料等 の収集・提供	広報まちだやホームページ等による学習機会 の周知を行います。また、資料の収集・提供 を行います。	市民	広報課 指導課 生涯学習センター 図書館 男女平等推進センター
5	職員の男女平等 参画に関する意 識を高めるため の研修等の実施	市役所職員の男女平等参画に関する意識を高めるための研修を充実します。	市組織	職員課 男女平等推進センター
6	男女平等推進団 体・グループへ の支援及び育成	男女平等推進団体や活動グループに対して、 活動の支援ならびに育成を行います。また、 団体間の連携に向けた交流の場を提供しま す。	市民	男女平等推進センター

#### 【対象の凡例】

それぞれの取り組みの対象が、

**市民**…対市民向け **事業者**…対事業者向け **市組織**…市役所 であることを表しています。

### I-2 男女間のあらゆる暴力の根絶

#### 現状と課題

男女間のあらゆる暴力は、男女平等参画社会の実現を阻むものであり、その被害者の多くは女性です。特に配偶者等からの暴力(DV)は、家庭内で行われているため、外部からの発見が困難であることや、社会の理解が不十分で個人的な問題としてとらえられやすく、その被害が深刻化・潜在化しやすいという傾向があります。

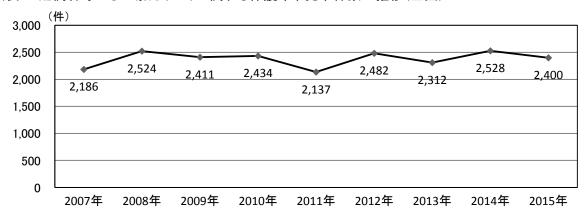
配偶者等からの暴力は、法の整備が進んだことで社会的な問題であると広く認識されるようになってきました。配偶者等からの暴力に関する保護命令件数は、全国で年間2,000件を超えて推移しており、その被害は深刻です「図表6]。

また、本市のアンケートにおいて、被害を受けた方が相談しなかった理由として、「相談するほどのことではないと思ったから」や「自分にも悪いところがあると思ったから」が上位であり、配偶者等からの暴力が重大な人権侵害であるという認識は依然として浸透していない状況です[図表7]。 さらに、近年は、若年層におけるデートDVも問題となっており、解決に向けた対策が求められます。

そのため、配偶者等からの暴力やデートDVは重大な人権侵害であるという意識啓発を図るとともに、相談窓口の周知や関係機関との連携及び被害者の自立支援を行うことが重要です。

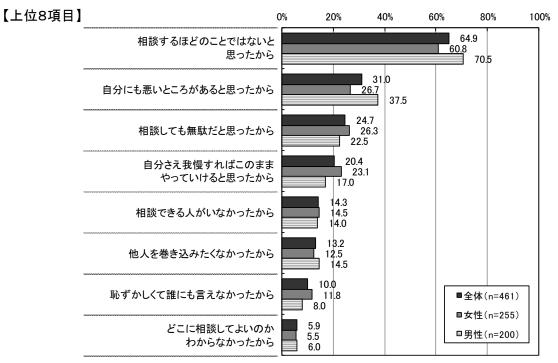
また、根絶すべき男女間の暴力としては、配偶者等からの暴力のほかにも、ストーカーや各種ハラスメント等があり、近年では、男性の被害や同性間の被害も報告されるなど問題は多様化しており、これらの暴力についても被害の防止に努める必要があります。

#### 図表6 配偶者等からの暴力(DV)に関する保護命令発令件数の推移(全国)



資料:内閣府「男女共同参画白書 平成28年版」

図表7 暴力を受けた際に誰にも相談しなかった(できなかった)理由について(複数回答)



資料:町田市「男女平等に関するアンケート調査」(2016年)

#### ■ D V

ドメスティック・バイオレンスの略で、配偶者やパートナーなど親密な関係にある者(過去にそのような間柄にあった者も含む)からふるわれる身体的、精神的、経済的及び性的暴力のことです。

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)」が2013年(平成25年)7月に一部改正され、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても、配偶者からの暴力及びその被害者に準じて、法の適用対象となりました。名称も、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」と改められました。

#### ■デートDV

恋人や交際相手などの親密な関係にある者(配偶者等を除く)からふるわれる暴力のことです。

# Ⅰ-2-1 配偶者等からの暴力の根絶に向けた啓発の推進

配偶者等からの暴力は、被害者に対する重大な人権侵害であるという認識を広く浸透させる取り 組みを進めます。

	取り組み	内 容	対象	担当課
7	配偶者等からの 暴力の根絶のための意識啓発	配偶者等からの暴力に関する情報の収集・提供及び啓発を行い、暴力を容認しない意識づくりを推進します。	市民	市民課 子ども家庭支援センター 生涯学習センター 男女平等推進センター
8	デートDVの防 止に向けた取り 組みの推進	デートDVに関する講座を市内の教育機関で開催し、若年層に対しDV防止啓発を行います。また、相談先などの情報を提供します。	市民	男女平等推進センター

### Ⅰ-2-2 配偶者等からの暴力による被害者への支援

配偶者等からの暴力による被害者の早期発見に向けて、相談体制の充実を図ります。また、被害者の安全の確保に向けて、関連組織や警察等との連携を強化し、被害者の状況に応じた支援を行います。

	取り組み	内容	対象	担当課
9	相談体制の充 実・被害者の早 期発見	配偶者等からの暴力に対する相談体制を充実させるとともに、早期発見に努めます。また、警察や関係機関と連携し、被害者に適切に対応します。	市民	広聴課 高齢者福祉課 保健予防課 子ども家庭支援センター 市民病院 男女平等推進センター
10	被害者の安全確保への対応の整備	高齢者虐待防止連絡協議会、配偶者からの暴力防止等関係機関実務担当者連絡会議など関連組織や警察等との連携を強化し、窓口の充実を図るとともに、速やかに対応できる環境を整備します。また、緊急一時保護対応の検討を行います。	市民	生活援護課 高齢者福祉課 保健予防課 子ども家庭支援センター 市民病院 男女平等推進センター
11	自立支援に関す る自助グループ への支援	被害者同士が、体験や感情を共有し、情報を 交換し合う自助のためのグループを支援しま す。	市民	男女平等推進センター

# ┃ [-2-3 ハラスメントやその他暴力への対策

あらゆるハラスメントの防止に向けて、事業所等に情報提供を行います。

また、性暴力、ストーカー、性の商品化等に関する被害の防止に向けて、意識啓発を行うとともに、相談窓口などの周知に努めます。

	取り組み	内 容	対象	担当課
12	あらゆるハラス	セクシュアル・ハラスメント等、各種ハラス	市民	
	メントを防止す るための取り組	メントを防止するため、事業所等へ情報提供	事業者	】産業観光課 
	みの推進	を行います。		
13	性暴力、ストー	性暴力やストーカー被害を防止するため、関	市民	
	カー、性の商品	連法や相談窓口等の周知啓発に努めます。ま		防災安全課
	化等に関する被 害の防止	た、売買春や性の商品化等に関する問題意識を高めます。		男女平等推進センター



### I-3 生涯を通じた男女の健康支援

#### 現状と課題

一人ひとりが互いの身体的性差を理解し合い、互いの性を尊重し合うことは、生涯を通じて健康 にいきいきと生活していくために大切なことです。

女性の健康や性に関する自己決定の権利である「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」(性と生殖に関する権利)の視点は大切ですが、その重要性が十分に浸透していません。また、東京都全体の20歳未満の若年層の人工妊娠中絶件数は減少傾向にあるものの、年間1,900件前後で推移しています[図表8]。

そのため、若いころから、性を尊重する意識に関する啓発・学習機会の提供を行うことで、性と 生殖に関して男女が平等であるという認識を高めていくことが必要です。

また、女性は各年代で身体的変化が多く、妊娠や出産など男性と異なる健康上の問題に直面します。そのため、ライフステージや性差に応じた健康づくりへの支援に取り組む必要があります。

2.500 2.000 2,194 2,150 2,039 1,995 1,980 1,928 1,859 1,867 1,813 1,804 1.500 2005 2006 2010 2007 2008 2009 2011 2012 2013 2014 (年度)

図表8 20歳未満の人工妊娠中絶件数の推移(東京都)

資料:厚生労働省「衛生行政報告例」

#### ■リプロダクティブ・ヘルス/ライツ

「性と生殖に関する健康と権利」と訳され、「健康」と「権利」の側面から成ります。

1994年(平成6年)9月、エジプトのカイロで開かれた国際人口開発会議において、女性の健康及び生殖に関する自己決定権を保障する新しい理念と権利として、提唱されました。そして、翌年の1995年(平成7年)9月に北京で開催された第4回世界女性会議において、すべてのカップルと個人が有する人権の一部であると採択文章に明記されました。それにより、性と生殖に関して男女は平等な関係であり、妊娠・出産に関する女性の判断を、男性が尊重すべきという認識が世界的に広まるきっかけとなりました。

# Ⅰ-3-1 性を尊重する意識の浸透

男女が互いの性について、理解し尊重できるよう、あらゆる世代に対して情報提供や学習機会の 提供を行います。

	取り組み	内 容	対象	担当課
14	リプロダクティ ブ・ヘルス/ラ イツに関する意 識啓発	男女がともにお互いの性を尊重し合えるよう、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの概念を広く普及させるための情報収集・提供を充実します。また、若い世代を対象とした、性や生殖を含めた健康に関する講座を充実します。	市民	図書館 男女平等推進センター
15	人権尊重の視点 に立った性教育 の充実	性教育に関する資料の収集や情報提供を行います。また、男女それぞれの人権と性を尊重 する立場から指導を行います。	市民市組織	指導課

# Ⅰ-3-2 性差に応じた健康支援の充実

男女が生涯にわたって健康な生活を送ることができるよう、健康に関する情報提供に努めます。また、関係機関との連携により、性や健康にかかわる各種相談事業を充実します。

	取り組み	内 容	対象	担当課
16	健康支援のため の啓発及び講座 の開催	市民に対して、性感染症等予防に関する啓発 活動を推進します。また、関係機関と連携し、 若い世代に対して妊娠中の喫煙・飲酒の害に ついての啓発活動を推進します。	市民	保健予防課男女平等推進センター
17	検査・検診体制の充実	性感染症について、医療機関との連携のもと、 検査体制の充実を図ります。また、女性特有 のがん等、性差に応じた疾病についても、医 療機関と連携し、早期に発見するための検診 体制の充実を図ります。	市民	健康推進課保健予防課
18	性や健康にかか わる相談体制の 充実と関係機関 相互の連携	性や心身の健康にかかわる各種相談事業の充 実とともに、多岐分野にわたる関係機関との 相互の連携を強化します。	市民	保健予防課 男女平等推進センター

### めざすべき姿Ⅱ

### 一人ひとりが個性と能力を生かして活躍できるまち

### Ⅱ-1 雇用や職業等の場における男女平等参画の推進

#### 現状と課題

働く場において、性別や年齢に関わらず、誰もが能力を発揮するためには、仕事と生活の調和を 図ることの重要性を職場全体で認識するとともに、実現できる環境が整っていることが重要です。

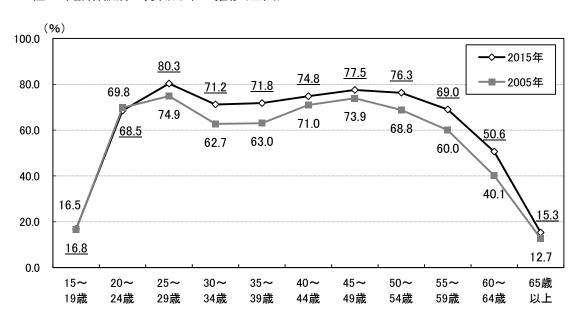
我が国では、女性の年齢階級別労働力率において、いわゆるM字カーブが解消されておらず、子育てや介護等を理由に、就業を希望しながらも就業できていない女性が多いという現状があります [図表9]。

そこで、2015年(平成27年)8月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」が制定され、女性が職業生活において、希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境の整備が進められているところです。

また、長時間労働により、多くの男性は家庭生活や地域活動にかかわりたくてもかかわれていないのが実情であり、このことは、女性の仕事への参画を困難な状態にしています。

そのため、多様で柔軟な働き方を選択できる環境づくりを事業者とともに進める必要があります。 また、就労分野における女性の活躍推進に向けて、就労の継続や再チャレンジなどを促進し、生涯 を通じてライフスタイルに合わせて働き続けられるよう支援する必要があります。

図表9 女性の年齢階級別の労働力率の推移(全国)



※値に下線があるものが2015年を表している。

資料:総務省「労働力調査」

#### ■ M字カーブ

日本における女性の年齢階級別の労働力率(15歳以上の人口に対する労働力人口の比率)をグラフで示した際に、出産・育児期の女性の離職によって、グラフがM字形の曲線を描くことをいい、M字カーブの解消が課題となっています。なお、労働力人口とは、就業者に完全失業者を加えたものであり、15歳以上で働いている人と働く意欲のある人がどれくらいいるかを示すものです。

#### ■仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)

老若男女の誰もが仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発等、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開し、両立できる状態のことをいいます。国では2007年(平成19年)12月に「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」と「仕事と生活の調和推進のための行動指針」を政府や有識者、労働界および地方のトップでの合意により策定しました。

#### ■世界と日本の働き方を比べてみましょう

近年は、ワーク・ライフ・バランスや効率的な働き方を推進する上でも、より短い時間で効率的に 仕事を行い、時間当たりの労働生産性を向上させることが重要視されるようになっています。

日本の平均年間労働時間は2014年で1,729時間と、OECD平均の1,770時間を若干下回っています。しかし、就業1時間当たりの労働生産性をみると、OECD加盟34カ国の中で日本は第21位となっており、主要先進7カ国の中で最も低くなっています。

北欧諸国やドイツ、オランダなどといった国においては、労働時間が1,  $300\sim1$ , 500時間程度と日本よりも短く、時間当たりの労働生産性は日本を上回っています。

こうした国では、短い労働時間で効率的に成果を生み出すことで豊かな生活を実現していることに なり、ワーク・ライフ・バランスをめざすうえでのお手本として考えられます。

# Ⅱ-1-1 多様で柔軟な働き方を選べる環境整備への支援

男女がともにその能力を十分に生かせる職場環境の整備を支援するため、企業や事業者等に対して、法制度等に関する周知・啓発活動に努めます。

また、市役所内におけるポジティブ・アクションを推進し、男女がともに働きやすい職場環境を 整備します。

	取り組み	内 容	対象	担当課
19	男女雇用機会均 等法や育児・介 護休業制度に関 する周知・啓発 活動の推進	男女雇用機会均等法等の法律や制度(ワーク・ライフ・バランス、育児休暇、介護休暇等)に関する周知・啓発活動を推進します。	事業者	産業観光課 男女平等推進センター
20	事業者へのワー ク・ライフ・バ ランス推進支援	市内の中小企業におけるワーク・ライフ・バ ランス推進を支援します。	事業者	産業観光課 男女平等推進センター
21	ワーク・ライ フ・バランス推 進企業の評価制 度の啓発	ワーク・ライフ・バランスを推進する企業を 評価する「町田市総合評価方式実施ガイドラ イン」について、事業者への周知を行います。	事業者	契約課
22	市役所内におけ るポジティブ・ アクションの推 進	管理職に占める女性の割合の向上や、男性の 育児関連休暇の取得率向上を通して、男女が ともに、活躍する職場風土づくりに取り組み ます。	市組織	職員課

# Ⅱ-1-2 女性の活躍推進に向けた取り組みへの支援

女性自身のエンパワーメントを図り、職業生活において活躍することができるよう、再就職支援、 起業支援などの取り組みを展開するとともに、女性の就労に関する相談について適切に対応します。

	取り組み	内 容	対象	担当課
23	再就職や起業に 向けた学習講座 等の開催や情報 の収集・提供	再就職に向けた講座や女性の起業に関するセミナーを開催します。また、起業や就労に関する情報収集、提供を行います。	市民	産業観光課 男女平等推進センター
24	相談窓口の実施	女性の就労に伴う相談に対し、悩みごと相談 や関係機関と連携し、適切な情報提供を行い、 女性の就労を支援します。	市民事業者	広聴課 生活援護課 産業観光課 男女平等推進センター



### Ⅱ-2 仕事と家庭生活の調和に向けた育児・介護の支援

#### 現状と課題

少子高齢化が進行する中で、仕事と家庭生活を両立させるためには、育児・介護等の家庭生活について、男女がともに協力し、お互いの負担を軽減することが重要です。しかし、近年、共働き世帯が増加していますが、家事・育児・介護の負担が女性に偏っているのが実情です。

本市においても全国的な状況と同様に、家事・育児や介護などはいまだ女性の負担が大きく、妊娠・出産・育児などのために離職する女性は多い状況です [図表9 (23ページ)・図表10]。

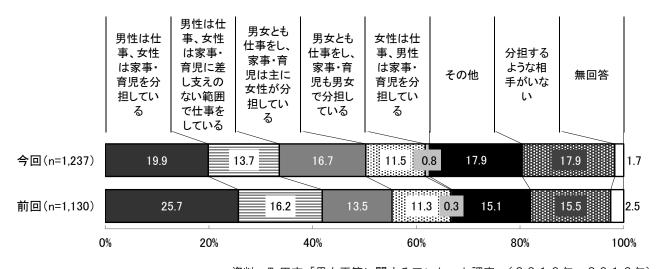
また、近年は仕事と介護の両立が男女ともに大きな課題となっており、国においても介護離職ゼロをめざした取り組みが進められているところです。

就労を希望する男女が仕事か家庭の二者択一を迫られることなく働き続けることができるよう、 子育て支援・介護支援の充実を行うことが必要です。また、男女が協力して子育て・介護に取り組 むための情報提供や相談機会の提供を行うことも重要と考えられます。

育児に取り組む家庭の中でも特に、ひとり親家庭は複合的な困難を抱えやすく、支援が必要とされています。母子家庭では厳しい経済状況に置かれやすい傾向にあり、一方で、父子家庭では、地域でのネットワークが少なく、孤立しやすい傾向にあると言われていることから、適切に支援を行う必要があります。

#### 図表10 家庭での役割分担について(単数回答)

#### 【経年比較】



資料:町田市「男女平等に関するアンケート調査」(2010年、2016年)

# Ⅱ-2-1 子育てに対する支援

男女がともに希望する働き方を実現できるよう、多様なニーズに応じた保育サービスを充実します。また、情報提供や相談体制の充実を図り、サービスを利用しやすい環境をつくります。

	取り組み	内 容	対象	担当課
25	保育サービスの 充実	延長保育、一時保育、学童一時預かりなどのソフト面と待機児童解消に向けた保育園整備などのハード面双方から保育サービスの充実を図ります。	市民	児童青少年課 保育・幼稚園課 子育て推進課 子ども家庭支援センター
26	子育てに関する 啓発活動の充実 や講座の開催	子育てに関する啓発活動の充実を図ります。 また、子育てを行っている親を対象とした事 業やイベントを開催します。	市民	保健予防課 子育て推進課 子ども家庭支援センター 生涯学習センター 男女平等推進センター
27	子育てに関する 相談体制の充実	子育てに不安を持つ親に対し、来所・電話相 談などの相談体制の充実を図ります。また、 他の専門機関との連携を強化し、ネットワー ク化を推進します。	市民	保健予防課 子育て推進課 男女平等推進センター
28	ひとり親家庭へ の支援	ひとり親家庭が、自立して安定した生活を送 れるよう支援を行います。	市民	子ども総務課 子ども家庭支援センター



# Ⅱ-2-2 介護に対する支援

介護者のワーク・ライフ・バランスを保てるよう、介護サービスの利用方法などに関する情報提供や相談体制の充実を図ります。

	取り組み	内 容	対象	担当課
29		     介護施設、介護サービス内容などの情報誌の	市民	
	介護に関する情 報収集・提供	作成、ホームページでの紹介など介護情報の 充実と提供を行います。		介護保険課
30	介護者のワー ク・ライフ・バ ランス推進のた めの啓発		市民	高齢者福祉課 介護保険課



### Ⅱ-3 地域における男女平等参画の推進

#### 現状と課題

性別や年齢を問わず市民が地域に参画することは、多様な意見が反映され、活力のある地域社会の実現につながります。男女平等参画社会の実現にあたっては、性別や年齢により地域での役割を固定化することのないよう配慮していくことが必要です。

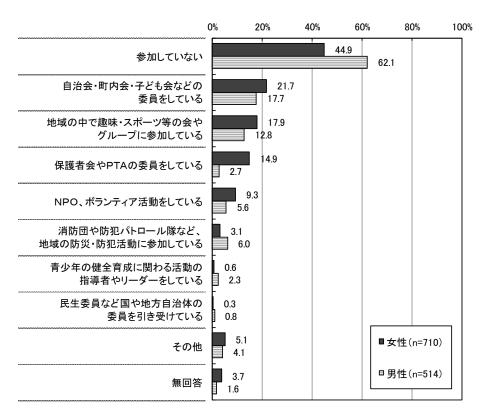
市のアンケートによると、本市は東京都全体に比べ男女ともに地域活動に参加している割合が高くなっています。本市は女性の5割半ば、男性の4割が地域活動に参加している一方で、女性の20  $\sim 30$ 歳代と、男性の $20\sim 60$ 歳代で不参加の割合が高くなっています [図表  $11\cdot 11-1$ ]。 性別、年齢を問わず市民が活動に参加しやすい環境を整備するなど、地域活動への参加者を増やすことが必要です。

また、町内会・自治会長は男性が多く、市の政策・方針決定に関わる審議会等の委員についても 男性の割合が高くなっています。地域や市政の意思決定過程において、男女の意見がともに反映されるよう、女性の登用を進める必要があります。

近年の災害対応の教訓から、避難所等での男女のニーズの違いに配慮していくことが必要となっています。日頃から地域とのつながりを持つ女性は防災・復興の主体的な担い手であり、災害から回復する力を持つ社会を構築するには、女性が原動力となります。そのため、防災分野における意思決定の過程において、女性の参画を推進し、男女双方の視点を取り入れた防災体制の確立が求められています。

図表11 地域活動や社会活動などへの参加状況(複数回答)

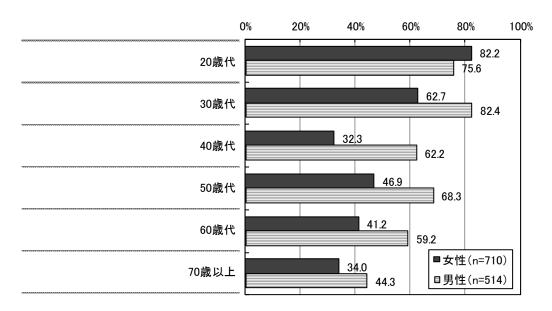
#### 【性別】



\*参加の割合…100.0%から「参加していない」を引いたものと考える。

資料:町田市「男女平等に関するアンケート調査」(2016年)

図表11-1 地域活動や社会活動などへ「参加していない」割合 【性年齢別】



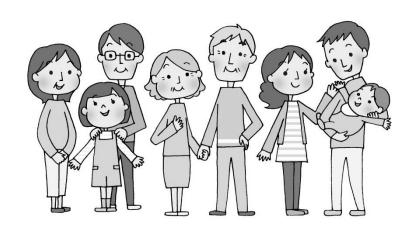
資料:町田市「男女平等に関するアンケート調査」(2016年)

## Ⅱ-3-1 男女がともに参画する地域社会づくり

地域における意思決定の過程や防災対策に男女双方の視点を取り入れるため、情報の収集・提供を行うとともに、講習会を実施することで、参加しやすい環境づくりに努めます。

また、市の政策・方針決定に関わる審議会・委員会等の委員に女性の登用を促します。

	取り組み	内 容	対象	担当課
31	男女平等参画の 視点を踏まえた 防災対策の推進	男女平等参画の視点を盛り込んだ防災対策を 実施するとともに、災害発生時を想定した避 難支援についての検討を行います。	市民市組織	防災安全課 男女平等推進センター
32	地域活動に参加 しやすい環境づ くり	町内会・自治会、NPOなどの地域活動に関する情報の収集・提供を行います。また、ボランティア制度の整備や地域と連携したイベントを行うことで、男女ともに地域活動に参加しやすい環境を整えます。	事業者	市民協働推進課高齢者福祉課
33	審議会・委員会 等への女性の登 用促進及び環境 の整備	審議会・委員会等において、女性比率40%をめざします。また、審議会・委員会等の場に委員が参画しやすいよう環境整備を進めます。	市組織	総務課 男女平等推進センター



# 第4章 計画の推進

# 1 数値目標の設定

本計画の基本理念「その人らしさを発揮できる社会の形成をめざして」の実現に向けて、6つの基本施策ごとに数値目標を設定します。

	項目	現状 (2016		目標値 (2021年度)
基本施策 I - 1	男女平等推進センターを知っている市民の割合*	9.	5%	50%
お互いを尊重し合う 意識の醸成	社会において男女の地位は平等になっている と感じている市民の割合**	13.	1 %	40%
基本施策 I — 2	配偶者暴力防止法(DV防止法)を知っている 市民の割合 <sup>※</sup>	58.	0%	100%
基本ル東ィーと 男女間のあらゆる 暴力の根絶	配偶者・恋人間における身体や精神を傷つける行為を暴力として認識する市民の割合※	73.	7%	100%
森力 ♥クイルメイルC	職場などにおいてセクシュアル・ハラスメント を受けていない市民の割合**	62.	7%	100%
基本施策 I - 3 生涯を通じた男女の 健康支援	リプロダクティブ・ヘルス/ライツを知ってい る市民の割合 <sup>※</sup>	4.	4%	20%
基本施策Ⅱ−1 雇用や職業等の場に	職場での男女の差がないと感じている市民の割合*	45.	1 %	60%
おける男女平等参画 の推進	町田市の全管理職に占める女性職員比率	20.	6%	24%より 増加 <sup>※2</sup>
基本施策Ⅱ-2 仕事と家庭生活の	ワーク・ライフ・バランスを知っている市民の 割合 <sup>※</sup>	32.	4%	80%
調和に向けた 育児・介護の支援	仕事と生活の調和の現状と理想が一致している市民の割合**	47.	5%	60%
基本施策Ⅱ-3 地域における	地域活動や社会活動をしている市民の割合*	45.	3%	60%
男女平等参画の推進	町田市の審議会等における女性委員比率	30.	0%	40%

<sup>※</sup>がついている項目は、2021年度に実施するアンケート調査にて数値を把握します。

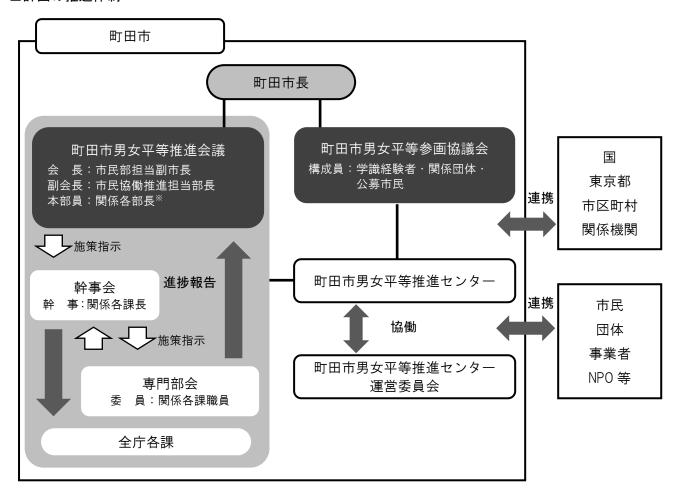
<sup>※2</sup> 町田市の全管理職に占める女性職員比率は、町田市特定事業主行動計画において、2019年度までに24%とすることを目標としています。

## 2 推進体制の充実

その人らしさを発揮できる社会の形成のためには、行政、事業者、関係団体及び市民一人ひとりがその人らしさを発揮できる社会の形成をめざすという共通認識を持ち、あらゆる分野の取り組みを総合的かつ計画的に展開することが重要です。

本計画や市全体の男女平等参画の着実な推進に向け、市民や事業者、関係団体等と協働し、全庁的に計画を推進します。

#### ■計画の推進体制



※関係各部長は町田市男女平等推進会議設置要綱別表による

# 3 政策・方針決定過程への女性の参画推進

政策・方針決定過程への男女平等参画を進めるためには、市民一人ひとりが市政に関心を持ち、 あらゆる分野の政策・方針決定過程に参画できる環境づくりを進めることが重要です。

市政全体に性別に偏らない多様な意見を反映できるよう、市の政策・方針決定に関わる審議会・ 委員会等の女性比率40%をめざすとともに、様々な場における女性の参画を進めます。

## 4 庁内の男女平等参画の推進

市役所が一体となって男女平等参画を推進するためには、市職員一人ひとりの意識改革、率先行動が必要不可欠です。

そのため、男女平等参画に関する意識を高めるための職員研修を実施するほか、市役所内における性別の偏りの是正に向けてポジティブ・アクションを推進します。

また、市内事業者のモデルとなるよう、女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画を着実に実施し、男女平等参画やワーク・ライフ・バランスに積極的に取り組みます。

## 5 関係団体との連携

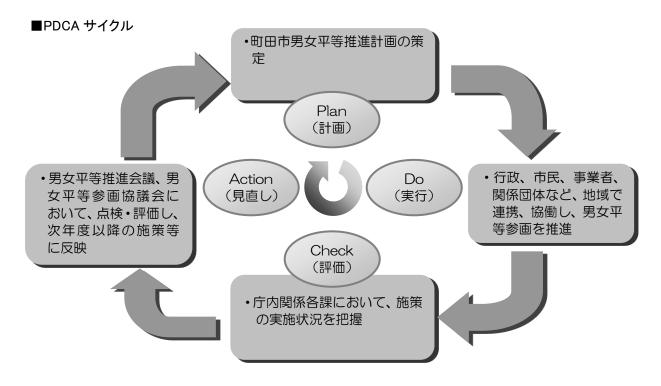
その人らしさを発揮できる社会の形成のためには、市民、事業者や関係団体等とのパートナーシップが重要です。

学識経験者、関係団体、公募市民等を構成員とし、男女平等推進計画の推進に関する事項ならびに進行管理等について検討・協議をする「町田市男女平等参画協議会」をはじめ、男女平等参画の推進に関する関係団体・機関と連携し、男女平等参画社会の実現に向けた取り組みを推進します。

## 6 進行管理の実施

本計画の推進にあたっては、計画の実効性を高めるため、基本施策ごとに客観的な数値目標の設定を行い、計画の見直しの際には成果を検証します。

また、計画に掲げた個々の施策の実施状況を毎年度把握し、男女平等推進会議、男女平等参画協議会において点検・評価し、その結果を次年度以降の施策等に反映します。男女平等参画協議会においてチェックを受けることで、市民視点を取り入れたPDCAサイクルを確立します。



# 資料編

# 町田市男女平等参画協議会

## 町田市男女平等参画協議会設置要綱

平成11年7月1日施行市民部市民協働推進課

#### 第1 設置

町田市における男女平等参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、 町田市男女平等参画協議会(以下「協議会」という。)を置く。

### 第2 所掌事項

協議会は、男女平等参画社会の形成の促進に関する施策その他必要な事項について協議し、その結果を市長に報告する。

#### 第3 組織

協議会は、委員10名以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者 5名以内
- (2) 町田市内男女平等推進関係団体の代表 2名以内
- (3) 町田市民のうちから公募したもの 3名以内

#### 第4 委員の任期

委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### 第5 会長等

- 1 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。
- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

#### 第6 会議

- 1 協議会は、会長が招集する。
- 2 会長は、必要があると認めたときは、協議会に委員以外の者の出席を求めることができる。

#### 第7 専門部会

協議会は、専門的事項を調査、検討させるため、専門部会を置くことができる。

#### 第8 庶務

協議会及び専門部会の庶務は、市民部市民協働推進課において処理する。

#### 第9 委任

この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。 附 則

この要綱は、1999年7月1日から施行する。

γ<del>(</del> ⊟II

この要綱は、2000年4月1日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、2002年6月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日以後最初に委嘱された委員に対する第4の規定の適用については、第4中「2 年」とあるのは「委嘱をされた日からその翌年度の3月31日まで」とする。

附則

この要綱は、2008年4月1日から適用する。

## 町田市男女平等参画協議会委員名簿

※敬称略/区分ごと・五十音順

氏 名	所 属	区分
「いしはら まさょし】 石原 正義	町田市介護人材開発センター長	学識経験者
していどう わかな 近藤 わかな	多摩総合法律事務所 弁護士	<i>''</i>
【すぎうら いくこ】   ○ 杉浦 郁子	和光大学現代人間学部 准教授	"
【ひろおか もりほ】 ◎ 広岡 守穂	中央大学法学部 教授	"
【やまだ りゅうじ】 山田 隆司	やまだ社会保険労務士事務所 社会保険労務士	"
【あおしま みつひろ】 青島 充宏	町田商工会議所事務局長	男女平等推進関係団体の 代表
てよりおか えりこ】 依岡 えり子	森野三丁目保育園理事・園長	<i>''</i>
【きたむら のぼる】 北村 昌		公募市民
【ごとう ももえ】 後藤 百枝		<i>''</i>
【やだ のぶひさ】 矢田 信久		<i>''</i>

◎:委員長 ○:副委員長

委員の任期:2015年7月28日~2017年3月31日

# 町田市男女平等参画協議会の検討経過

回	開催日	主 な 内 容
1	2016年 6月 6日	○第3次町田市男女平等推進計画進捗状況報告
		○男女平等参画に関するアンケート調査
2	2016年 6月21日	○第3次町田市男女平等推進計画進捗状況調査について
		○男女平等参画に関する国・都・民間の動向について
3	2016年 7月19日	○第3次町田市男女平等推進計画進捗状況調査の確定について
		○第4次男女平等推進計画の体系案について
4	2016年 8月17日	○第4次男女平等推進計画の体系案について
		○第4次男女平等推進計画の原稿について
5	2016年 9月12日	○第4次男女平等推進計画の体系案について
		○第4次男女平等推進計画の原稿について
6	2016年 9月29日	○第4次男女平等推進計画の原稿について
_	2016年12月14日	〇パブリックコメント実施(2017年1月13日まで)

# 町田市男女平等推進会議

## 町田市男女平等推進会議設置要綱

平成9年5月1日施行 市民部市民協働推進課 改正 2009年4月1日 2010年4月1日

2011年4月1日

2012年4月1日

2013年7月1日

2015年4月1日

注 2008年12月以降の改正沿革のみ登載

町田市女性関係施策連絡協議会設置要綱(1980年8月1日実施)の全部を改正する。

#### 第1 設置

町田市の男女平等に関する施策の総合的な推進を図るため、町田市男女平等推進会議(以下「推進会議」という。)を置く。

#### 第2 所掌事項

推進会議の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 男女平等に関する施策の総合調整に関すること。
- (2) 男女平等に関する施策の調査、研究及び立案に関すること。
- (3) 男女平等に関する施策の推進に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

#### 第3 組織

- 1 推進会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。
- 2 会長、副会長及び委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

#### 第4 会長等

- 1 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

#### 第5 会議

- 1 推進会議は、必要に応じ会長が招集する。
- 2 会長は、必要があると認めるときは、推進会議に委員以外の職員の出席を求めることができる。

#### 第6 幹事会

- 1 推進会議に幹事会を置く。
- 2 幹事会は、推進会議から付議された事項について調査、検討する。
- 3 幹事会は、幹事長及び幹事をもって組織する。
- 4 幹事長は、市民部市民協働推進課男女平等・消費生活担当課長の職にある者をもって充てる。
- 5 幹事は、第2項の規定により付議された事項に関係する課の課長のうちから会長が指名する者を もって組織する。
- 6 幹事会は、必要に応じ幹事長が招集する。

- 7 幹事長は、必要があると認めるときは、幹事会に幹事以外の職員の出席を求めることができる。
- 第7 専門部会
  - 1 推進会議に専門部会を置く。
  - 2 専門部会は、推進会議又は幹事会から付議された事項について調査、検討する。
  - 3 専門部会は、前項の規定により付議された事項に関係する課の職員のうちから会長が指名する者 をもって組織する。
  - 4 専門部会は、必要に応じ会長又は幹事長が招集する。

#### 第8 庶務

推進会議、幹事会及び専門部会(以下「推進会議等」という。)の庶務は、市民部市民協働推進課 において処理する。

#### 第9 委任

この要綱に定めるもののほか、推進会議等の運営について必要な事項は、会長が別に定める。 附 則

この要綱は、1997年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、1997年10月1日から適用する。

附 則

この要綱は、1998年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、1999年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、2000年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、2003年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、2004年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、2007年4月1日から施行する。

附 貝

この要綱は、2008年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2008年5月15日から施行する。

附 則

この要綱は、2009年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2010年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2011年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、2012年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、2013年7月1日から施行する。

附則

この要綱は、2015年4月1日から適用する。

## 別表(第3関係)

会長 市民部担当副市長

副会長 市民協働推進担当部長

委員 政策経営部長

経営改革室長

総務部長

財務部長

市民部長

文化スポーツ振興部長

地域福祉部長

いきいき生活部長

保健所長

子ども生活部長

経済観光部長

環境資源部長

建設部長

都市づくり部長

下水道部長

議会事務局長

学校教育部長

生涯学習部長

町田市民病院事務部長

# 町田市男女平等推進会議の検討経過

開催日	主 な 内 容
2016年 4月21日	[第1回推進会議・幹事会・専門部会]
	○第4次男女平等推進計画策定の趣旨等を説明
2016年 8月 4日	[第2回推進会議]
	○第4次男女平等推進計画体系案の確認
2016年 8月	[専門部会]
	○第4次男女平等推進計画の取組調査実施
2016年 9月	[専門部会]
	○個別ヒアリングの実施
2016年10月17日	[第3回推進会議]
	○第4次男女平等推進計画素案の確認
2016年10月18日	[第2回幹事会・専門部会]
	○第4次男女平等推進計画素案の確認

# 男女平等に関する施策の国内外の主な動き

	年	世界	日本	東京都	町田市
	1975年 (昭和50年)	•国際婦人年 「国際婦人年世界会議」開 催(世界行動計画採択)	・「義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律」公布(昭和51年4月1日施行)女子教育職員・看護婦・保母等を対象・総理府に「婦人問題企画推進本部」、「婦人問題企画推進本部」、「婦人問題企理推進本部」、「婦人問題		
	1976年 (昭和51年)	・「国際婦人の十年」始まる (~1985年)	・民法一部改正(離婚後の 氏の選択自由化)	·都民生活局婦人計画課設 置	
	1977年 (昭和52年)		•「国内行動計画」策定 •「国内行動計画前期重点 目標」発表		
	1978年 (昭和53年)		•国内行動計画第1回報告 書発表	<ul><li>・東京都婦人問題会議より 「東京都行動計画策定に 当たっての基本的な考え 方と施策の方向につい て」答申</li><li>・「婦人問題解決のための 東京都行動計画」策定</li></ul>	
	1979年 (昭和54年)	・ニューデリーにおいて 「『国連婦人の十年世界会 議』ESCAP地域政府間 準備会議」開催 ・第34回国連総会「女子差 別撤廃条約」採択			• 市内婦人団体研修会開催
国連婦人の十年	1980年 (昭和55年)	・コペンハーゲンにおいて 「国連婦人の十年中間年世界会議」開催/「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択	・初の女性大使誕生 ・民法一部改正(配偶者法定相続分に関して) ・「女子差別撤廃条約」署名		<ul> <li>第1回婦人の問題を考えるつどい開催</li> <li>「町田市婦人の生活をよくする連絡会」発足及び結成</li> <li>・企画部企画課内に婦人問題担当窓口を設置</li> <li>「町田市婦人関係行政連絡協議会」設置</li> </ul>
	1981年 (昭和56年)	・「女子差別撤廃条約」発 効 ・ILO 総会「ILO 第156 号条約」(男女労働者特 に家庭的責任を有する 労働者の機会均等およ び均等待遇に関する条 約)採択	•国内行動計画後期重点目 標発表		
	1982年 (昭和57年)			・東京都婦人問題協議会 「「国連婦人の10年」後半 期における東京都婦人関 係施策のあり方につい て」答申	

	年	世 界	日本	東京都	町田市
	1983年 (昭和58年)			・婦人問題解決のための新 東京都行動計画「男女の 平等と共同参加へのとうき ようプラン」策定	
国連婦人の十年	1984年 (昭和59年)	・東京において『国連婦人 の十年世界会議』ESCA P地域政府間準備会議」 開催	<ul><li>・「国籍法及び戸籍法の一部を改正する法律」公布(1985.1.1施行子の国籍に関する父母両系主義の採用)</li></ul>		
年	1985年 (昭和60年)	・「国連婦人の十年最終年世界会議」開催(「ナイロビ将来戦略を採択」)	・「国民年金法等の一部を 修正する法律」公布 ・「男女雇用機会均等法」公 布 ・「女子差別撤廃条約」批准 ・同条約発効	・東京都婦人問題協議会「男女平等の社会的風土づくり」報告	・第12回「婦人のつどい」 開催「国際婦人の10年最 終年を記念して」
	1986年 (昭和61年)		・「婦人問題企画推進有識者会議」設置 ・「男女雇用機会均等法」施行		•「町田市婦人会館建設準備懇談会」設置
	1987年 (昭和62年)		・「新国内行動計画」策定し 男女共同参加型社会形成をめざす	・東京都婦人問題協議会 「21世紀へ向けての新た な展開」報告	・婦人会館建設準備懇談会 「町田市婦人会館建設に ついて」報告書 ・「町田市婦人会館建設審 議会」設置
	1988年 (昭和63年)		・「農山漁村婦人の日」設定 ・「高齢者保健福祉推進十 か年戦略(ゴールドプラ ン)」策定		・婦人会館建設審議会「町 田市婦人会館建設につ いて-基本構想-」答申
	1989年 (平成元年)		・「新学習指導要領」告示 ・「法例」改正(婚姻、親子 関係等における男性優先 規定の改正)	・東京都婦人問題協議会 「21世紀へ向けて男女平 等の実現をめざして」報 告	
	1990年 (平成2年)	・国連婦人の地位委員会 「ナイロビ将来戦略勧告」 採択	・「生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律」公布・「老人福祉法等の一部を改正する法律」公布・在宅サービスの法的位置づけ	・東京都女性問題協議会「21世紀へ向け女性問題解決のための新たな行動計画について」報告	•「町田市女性関係施策連絡協議会」設置(婦人関係行政連絡会議を改称)
	1991年 (平成3年)		・「新国内行動計画」の第一 次改定 ・「育児休業法」公布	・女性問題解決のための東京都行動計画「21世紀へ男女平等推進とうきょうプラン」策定 ・東京都男女平等推進基金設置	•「町田市女性行動計画検 討委員会」設置
	1992年 (平成4年)		・「育児休業法」施行 ・「農山漁村女性に関する 中長期ビジョン」策定 ・初の婦人問題担当大臣設 置	·財団法人東京女性財団設 立	
	1993年 (平成5年)	・世界人権会議 「ウィーン宣言及び行動 計画」で女性の平等の地 位と女性の人権について 採択 ・国連総会「女性に対する 暴力の撤廃に関する宣 言」採択	・中学校での家庭科の男女 必修完全実施 ・「男女共同参画型社会づ くりに関する推進体制の 整備について」婦人問題 企画推進本部決定 ・「短時間労働者の雇用管 理の改善等に関する法 律」(パートタイム労働法) 公布	・東京都女性問題協議会 「都政における男女平等 施策の新たな展開に向け て」報告	・女性行動計画検討委員会 「男女平等参画型社会を めざして」提言

年	世界	日本	東京都	町田市
1994年(平成6年)	<ul> <li>・「『開発と女性』に関する第 2回アジア・太平洋大臣会 議」開催</li> <li>・国際人口・開発会議開催</li> </ul>	・高等学校での家庭科の男女必修実施 ・総理府に「男女共同参画室」「男女共同参画審議会」設置 ・総理府に「男女共同参画推進本部」設置 ・ESCAP地域準備会議(ジャカルタ)「ジャカルタ」「ジャカルタ」「ジャカルタ」「ジャカルを宣言」(地域行動計画を含む)採択 ・「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について」(エンゼルプラン)策定 ・「新ゴールドプラン」策定・当面の緊急保育対策等を推進するための基本的考え方」(緊急保育対策等5か年事業)を策定		・「町田市女性行動計画まちだ女性プラン-男女平等参画型社会をめざしてー(第1次)」策定
1995年 (平成7年)	・「第4回世界女性会議」を 北京で開催 ・「行動綱領(北京宣言)」を 採択	・「育児休業法」改正、「育児・介護休業法」成立 ・ILO156号条約批准 ・「農業者年金法の一部を 改正する法律」公布/農 業経営に携わる配偶者 の年金加入権	・東京ウィメンズプラザ開 館	・女性情報・啓発誌「まちだの女性」創刊 ・電話女性悩みごと相談 開始
1996年 (平成8年)	・「第15回女子差別撤廃委員会」ニューヨークで開催 ・ジュネーブにおいて「第83回ILO総会」を開催、家内労働に関する条約及び勧告を採択 ・ソウルにおいてESCAP主催「北京行動綱領実施のための女性の地位向上のためのナショナルマシーナリー強化に関する地域会議」を開催	・法制審議会「民法改夫」 ・法制審議会「民法改善」 ・法制審議会「民法改善」 ・法制の ・選綱」答称は、 ・選綱」答称は、 ・男は、 ・男は、 ・工の審委会 ・工の審委会 ・工の審委会 ・工のを ・工のの ・工のののの ・ののののの に、 ・ののののののの に、 ・で、 ・で、 ・で、 ・ののののののののの に、 で、 ・で、 ・で、 ・で、 ・で、 ・で、 ・で、 ・で、		

年	世界	日本	東京都	町田市
1997年 (平成9年)	・「第16回女子差別撤廃委員会」ニューヨークにおいて開催 ・第41回婦人の地位委員会」をニューヨークにおいて開催	・婦人祭職会等の 特別の ・婦人祭職会 ・婦人祭職会 ・婦人祭職会 ・婦人祭職会 ・母子を ・一人のの ・一人のの ・一人のの ・一人のの ・一人のの ・一人のの ・一人のの ・一人のの ・一人のの ・一人のの ・一人の ・一、一人の ・一、一人の ・一、一、一 ・一、一、一 ・一 ・一 ・一 ・一 ・一 ・一 ・一 ・一 ・一 ・	・東京都女性問題協議会「男女が平等に参画するまち東京」報告	・「町田市女性行動計画 まちだ女性プラン進捗状況報告書」発行 ・市民部市民活動室男女平等推進係に組織改正 ・町田市男女平等推進会議設置(町田市女性関係施策事務連絡協議会を全部改定)
1998年 (平成10年)	・「女子差別撤廃委員会」ニューヨークにおいて開催 (第18・19回) ・フィリピンにおいてAPEC 女性問題担当大臣会合開 催	・「特定非営利活動促進 法」公布 ・「男女共同参画2000年 プランに関する第2回報 告書」発表 ・男女共同参画審議会答申 ・中央省庁党改革推進本 部において、内閣府に 男女共同参画を担当す る局を設置することが承 認される	・男女平等推進のための 東京都行動計画「男女 が平等に参画するまち 東京プラン」策定	・「改訂版町田市女性行動 計画まちだ女性プランー 男女平等参画型社会をめ ざして一」策定
1999年 (平成11年)	・「第20回女子差別撤廃委 員会」ニューヨークにおい て開催	・「男女共同参画社会基本 法案」国会提出 ・同法成立・施行 ・「雇用の分野における男 女の均等な機会及び待 遇の確保等に関する法 律」改正 ・「育児・介護休業法」施行		<ul><li>・男女平等に関する町田市職員の意識調査実施</li><li>・町田市男女平等推進センター開設</li><li>・市民部男女平等推進センターに組織変更</li></ul>

年	世界	日 本	東京都	町田市
2000年 (平成12年)	・国連特別総会「女性2000 年会議:21世紀に向けて の男女平等・開発・平和」 ニューヨークにおいて開 催「政治宣言」および「成 果文書」採択	・介護保険法に基づく「介護保険法に基づく「介護保険制度」開始 ・「児童虐待の防止等に関する法律」成立、施行 ・「ストーカー規制法」成立、施行 ・男女共同参画審議会より「女性に対する暴力に関する基本的方策について」答申 ・男女共同参画審議会より「男女共同参画を表計画策定は当たっを基本的な考え方」答申、男女共同参画を変更と位置付ける・答申に基づき男女共同参画を発定である。	•「東京都男女平等参画基本条例」成立、施行	・専門面接相談開始 ・「改訂版町田市女性行動 計画まちだ女性プランー 男女平等参画型社会を めざして一進捗状況報告 書」発行 ・町田市男女平等推進セン ター運営委員会設置 ・男女平等推進のためのシ ンボルマークを決定
2001年 (平成13年)		・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」公布、施行・男女共同参画会議専門調査会より「仕事と子育ての両立支援策について」報告 ・「改正育児・介護休業法」成立・児童福祉法一部改正	・東京都男女平等参画審議会「男女平等参画のための東京都行動計画の基本的考え方」中間のまとめ、答申	・町田市男女平等参画懇談会「町田市第2次女性行動計画(男女平等推進計画)策定に当たっての基本的な考え方」報告・男女平等参画都市宣言・第1回まちだ男女平等フェスティバル開催・男女平等推進情報紙「男女平等推進センターだより」創刊・町田市男女平等に関するアンケート調査実施
2002年 (平成14年)		・「改正育児・介護休業法」 施行。看護休暇制度導 入の努力義務、短時間 勤務、フレックスタイム制 度の対象拡大など	<ul><li>・「男女平等参画のための 東京都行動計画 ーチャ ンス&amp;サポート東京プラ ン2002」策定</li></ul>	・第2回まちだ男女平等フェスティバル開催 ・「町田市男女平等推進計画(第2次)」策定 ・町田市男女平等参画協議会設置
2003年 (平成15年)		・男女共同参画推進本部 「女性のチャレンジ支援 策の推進について」決定		・第3回まちだ男女平等フェスティバル開催
2004年(平成16年)		・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の改正及び同法に基づく基本方針の策定	・東京都男女平等参画審議会調査審議報告「配偶者暴力に関する被害 実態の把握・分析及び対策について」	・第4回まちだ男女平等フェスティバル開催
2005年 (平成17年)	・第49回国連婦人の地位委員会/「北京+10」閣僚級会合開催(ニューヨーク)	<ul><li>・男女共同参画会議「男女 共同参画社会の形成の促 進に関する施策の基本的 な方向について」答申</li><li>・「男女共同参画基本計 画(第2次)」成立</li></ul>		・第5回まちだ男女平等フェスティバル開催 ・「町田市男女平等推進計画(用語改訂版)」発行 ・町田市男女平等に関するアンケート調査実施

年	世界	日 本	東京都	町田市
2006年 (平成18年)		・「男女共同参画基本計画(第2次)」スタート	・「東京都配偶者暴力対策 基本計画」策定 ・東京都男女平等参画審 議会答申「男女平等参 画のための東京都行動 計画の改定にあたって の基本的考え方につい て」	・第6回まちだ男女平等フェスティバル開催 ・「男女平等に関するアンケート調査報告書」発行
2007年(平成19年)		・「改正育児・介護体業 を開い、対象、育児、対象、育児、対象、関盟のが、対象期間の経過でででででででででいる。 ・「改正男女にの経過ででででできる。 ・「改正男女にのででででできる。 ・「改正男女にのでででででできる。 ・「改正男女にのででできる。 ・「ないのでででできる。 ・「は事と生活のででででででいる。 ・「仕事と生活のでででででででいる。 では事とでできる。 ・「仕事と生活のででででででいる。 では事とできる。 ・「仕事ととのでででででででいる。 ではずるにできる。 ・「は事と生活のでででででできる。 ・「は事とないででできる。 ・「は事とないででできる。 ・「は事と生活のででできる。 ・「は事とないでできる。 ・「は事とないでできる。 ・「は事とないでできる。 ・「は事とないでできる。 ・「は事とないでできる。 ・「は事とないでできる。 ・「は事とないできる。 ・「は事とないでできる。 ・「は事とないできる。 ・「は事とないできる。 ・「は事とないできる。 ・「は事とないできる。 ・「は事とないできる。 ・「は事とないできる。 ・「は事とないできる。 ・「は事とないできる。 ・「は事とないできる。 ・「は事とないできる。 ・「は事とないできる。 ・「は事とないできる。 ・「はずいで	・「男女平等参画のための 東京都行動計画」の改 定「チャンス&サポート 東京プラン2007」	・第7回まちだ男女平等フェスティバル開催 ・「町田市男女平等推進計画進捗状況調査報告書ー2005年度・2006年度ー」発行・《女性悩みごと相談業務》委託化。インセンティブ予算獲得。・《女性悩みごと相談》土曜日の電話相談開設・「町田市男女平等推進計画改訂版」策定
2008年(平成20年)		<ul><li>・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行</li><li>・「次世代育成支援対策推進法」改正</li></ul>		・市制50周年記念第8回まちだ男女平等フェスティバル開催 ・市民部市民協働推進課男女平等推進センターに組織改正 ・「町田市男女平等推進計画改訂版(第2版)」発行
2009年 (平成21年)			・「東京都配偶者暴力対策 基本計画」の改定	・第9回まちだ男女平等フェスティバル開催 ・第1回仕事と家庭の両立 推進企業賞表彰
2010年 (平成22年)	・第54回国連婦人の地位委 員会/「北京+15」開催 (ニューヨーク)	・「第3次男女共同参画基本計画」策定 ・「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」・「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定		・第10回まちだ男女平等フェスティバル開催 ・第2回仕事と家庭の両立推進企業賞表彰 ・町田市男女平等に関するアンケート調査実施
2011年(平成23年)	・ジェンダー平等と女性の エンパワーメントのための 国際機関(UN Women)発 足			・「男女平等参画に関する アンケート調査報告書」 発行 ・第11回まちだ男女平等フェスティバル開催 ・第3回仕事と家庭の両立 推進企業賞表彰 ・男女平等参画都市宣言10 周年記念事業実施 ・男女平等推進計画策定検 討委員会設置

年	世界	日本	東京都	町田市
2012年 (平成24年)			・「男女平等参画のための 東京都行動計画」の改 定「チャンス&サポート 東京プラン2012」 ・「東京都配偶者暴力対策 基本計画」の改定	・第12回まちだ男女平等フェスティバル開催 ・第4回仕事と家庭の両立推進企業賞表彰・《女性悩みごと相談》面接相談を拡充・多目的実習室、活動室を一般利用開始(条例一部改正。登録団体は減免を適用)施設予約システム併用
2013年 (平成25年)		・「配偶者からの暴力の防 止及び被害者の保護等 に関する法律」の一部改 正		・第13回まちだ男女平等フェスティバル開催 ・第5回仕事と家庭の両立推進企業賞表彰 ・「第3次町田市男女平等推進計画」策定
2014年(平成26年)		<ul><li>・すべての女性が輝く社会づくり本部の設置</li><li>・「すべての女性が輝く政策パッケージ」策定</li><li>・「仕事と介護の両立支援」のポータルサイト開設</li></ul>		・第14回まちだ男女平等フェスティバル開催 ・第6回仕事と家庭の両立推進企業賞表彰 ・「町田市内企業実態調査報告書」発行
2015年 (平成27年)	・第59回国連婦人の地位委員会(「北京+20」記念会合)(ニューヨーク)	<ul><li>・「女性のチャレンジ応援プラン」策定</li><li>・「第4次男女共同参画基本計画」策定</li><li>・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」公布</li></ul>		・第15回まちだ男女平等フェスティバル開催 ・第7回仕事と家庭の両立 推進企業賞表彰
2016年 (平成28年)			・「東京都女性活躍推進白 書」策定	・第16回まちだ男女平等フェスティバル開催 ・第8回仕事と家庭の両立 推進企業賞表彰 ・町田市男女平等に関する アンケート調査実施
2017年 (平成29年)				・第17回まちだ男女平等フェスティバル開催 ・第9回仕事と家庭の両立推進企業賞表彰 ・「第4次町田市男女平等推進計画」策定 ・「男女平等参画に関するアンケート調査報告書」

# 関連法令

## 日本国憲法(抄)

(昭和 21 年 11 月 3 日 公布 昭和 22 年 5 月 3 日 施行)

#### (基本的人権の享有)

第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を 妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的 人権は、侵すことのできない永久の権利として、 現在及び将来の国民に与へられる。

#### (個人の尊重と公共の福祉)

第13条 すべて国民は、個人として尊重される。 生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

#### (法の下の平等)

第14条 すべて国民は、法の下に平等であって、 人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、 政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

(2、3項略)

#### (家族生活における個人の尊厳と両性の平等)

第24条 婚姻は、両性の合意のみに基づいて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、 離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項 に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的 平等に立脚して、制定されなければならない。

## 男女共同参画社会基本法

(平成十一年法律第七十八号)

目次

前文

第一章 総則(第一条一第十二条)

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策(第十三条—第二十条)

第三章 男女共同参画審議会(第二十一条一第二十六条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化 等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応してい く上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任 も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能 力を十分に発揮することができる男女共同参画社会 の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の 実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女 共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本 理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かっ て国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の 形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するた め、この法律を制定する。

#### 第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、 社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社 会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参 画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、 地方公共団体及び国民の責務を明らかにするととも に、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の 基本となる事項を定めることにより、男女共同参画 社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目 的とする。

#### (定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語 の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会 に係る男女間の格差を改善するため必要な 範囲内において、男女のいずれか一方に対し、 当該機会を積極的に提供することをいう。

#### (男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

#### (社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

#### (政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

#### (家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

#### (国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会 における取組と密接な関係を有していることにかん がみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下 に行われなければならない。

#### (国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

#### (地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男 女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準 じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特 性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有す る。

#### (国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の 社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、 男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなけ ればならない。

#### (法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進 に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政 上の措置その他の措置を講じなければならない。

#### (年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画 社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共 同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにし た文書を作成し、これを国会に提出しなければなら ない。

# 第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

#### (男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進 に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計 画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定め なければならない。

- 2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同 参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
  - 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画 社会の形成の促進に関する施策を総合的か つ計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の 決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定 があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画 を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

#### (都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の 促進に関する施策の大綱
  - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県 男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域に

おける男女共同参画社会の形成の促進に関する施策 についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参 画計画」という。)を定めるように努めなければなら ない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画 計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更 したときは、遅滞なく、これを公表しなければなら ない。

#### (施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

#### (国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

#### (苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

#### (調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女 共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究 その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施 策の策定に必要な調査研究を推進するように努める ものとする。

#### (国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的

協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同 参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体 が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動 を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を 講ずるように努めるものとする。

#### 第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

#### (所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三 条第三項に規定する事項を処理すること。 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大 臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同 参画社会の形成の促進に関する基本的な方 針、基本的な政策及び重要事項を調査審議 すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

#### (組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内を もって組織する。

#### (議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

#### (議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちか
- ら、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた 識見を有する者のうちから、内閣総理大臣 が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一 方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分 の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

#### (議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の 残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

#### (資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するため に必要があると認めるときは、関係行政機関の長に 対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提 出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

#### (政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

## 附 則(平成十一年六月二十三日法律第七十八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

#### 附 則 (平成十一年七月十六日法律第百二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律 (平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行 する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号 に定める日から施行する。

(施行の日=平成十三年一月六日)

- 一略
- 二 附則第十条第一項及び第五項、第十四 条第三項、第二十三条、第二十八条並びに 第三十条の規定 公布の日

#### (委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次 に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員そ の他の職員である者(任期の定めのない者を除く。) の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定 めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に 満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

# 附 則 (平成十一年十二月二十二日法律第百六十号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、 平成十三年一月六日から施行する。

(以下略)

## 東京都男女平等参画基本条例

目次

前文

第一章総則(第一条一第七条)

第二章 基本的施策(第八条—第十一条)

第三章 男女平等参画の促進(第十二条・第十三 条)

第四章 性別による権利侵害の禁止(第十四条)

第五章 東京都男女平等参画審議会(第十五条— 第十九条)

附則

男性と女性は、人として平等な存在である。男女は、互いの違いを認めつつ、個人の人権を尊重しなければならない。

東京都は、男女平等施策について、国際社会や国内の動向と協調しつつ、積極的に推進してきた。長年の取組により男女平等は前進してきているものの、今なお一方の性に偏った影響を及ぼす制度や慣行などが存在している。

本格的な少子高齢社会を迎え、東京が今後も活力 ある都市として発展するためには、家庭生活においても、社会生活においても、男女を問わず一人一人 に、その個性と能力を十分に発揮する機会が確保されていることが重要である。男女が社会の対等な構 成員として社会のあらゆる分野の活動に共に参画することにより、真に調和のとれた豊かな社会が形成されるのである。

すべての都民が、性別にかかわりなく個人として 尊重され、男女が対等な立場であらゆる活動に共に 参画し、責任を分かち合う男女平等参画社会の実現 を目指し、ここに、この条例を制定する。

#### 第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、男女平等参画の促進に関し、 基本理念並びに東京都(以下「都」という。)、都民 及び事業者の責務を明らかにするとともに、都の施 策の基本的事項を定めることにより、男女平等参画 の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下 「男女平等参画施策」という。)を総合的かつ効果的 に推進し、もって男女平等参画社会を実現すること を目的とする。

#### (定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語 の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 男女平等参画 男女が、性別にかかわりなく個人として尊重され、及び一人一人にその個性と能力を発揮する機会が確保されることにより対等な立場で社会のあらゆる分野における活動に共に参画し、責任を分かち合うことをいう。
- 二 積極的改善措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会についての男女間の格差を改善するため、必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- 三 セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により当該言動を受けた個人の生活の環境を害すること又は性的な言動を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与えることをいう。

#### (基本理念)

第三条 男女平等参画は、次に掲げる男女平等参画 社会を基本理念として促進されなければならない。

- 男女が、性別により差別されることなく、その人権が尊重される社会
- 二 男女一人一人が、自立した個人としてその能力を十分に発揮し、固定的な役割を強制されることなく、自己の意思と責任により多様な生き方を選択することができる社会
- 三 男女が、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動及び政治、経済、地域 その他の社会生活における活動に対等な立 場で参画し、責任を分かち合う社会

#### (都の責務)

第四条 都は、総合的な男女平等参画施策を策定し、 及び実施する責務を有する。

2 都は、男女平等参画施策を推進するに当たり、 都民、事業者、国及び区市町村(特別区及び市町村 をいう。以下同じ。)と相互に連携と協力を図ること ができるよう努めるものとする。

#### (都民の責務)

第五条 都民は、男女平等参画社会について理解を 深め、男女平等参画の促進に努めなければならない。

2 都民は、都が行う男女平等参画施策に協力するよう努めなければならない。

#### (事業者の責務)

第六条 事業者は、その事業活動に関し、男女平等 参画の促進に努めなければならない。

2 事業者は、都が行う男女平等参画施策に協力するよう努めなければならない。

#### (都民等の申出)

第七条 都民及び事業者は、男女平等参画を阻害すると認められること又は男女平等参画に必要と認められることがあるときは、知事に申し出ることができる。

2 知事は、前項の申出を受けたときは、男女平等参画に資するよう適切に対応するものとする。

#### 第二章 基本的施策

#### (行動計画)

第八条 知事は、男女平等参画の促進に関する都の施策並びに都民及び事業者の取組を総合的かつ計画的に推進するための行動計画(以下「行動計画」という。)を策定するものとする。

- 2 知事は、行動計画を策定するに当たっては、都 民及び事業者の意見を反映することができるよう、 適切な措置をとるものとする。
- 3 知事は、行動計画を策定するに当たっては、あらかじめ東京都男女平等参画審議会及び区市町村の 長の意見を聴かなければならない。
- 4 知事は、行動計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 5 前三項の規定は、行動計画の変更について準用する。

#### (情報の収集及び分析)

第九条 都は、男女平等参画施策を効果的に推進していくため、男女平等参画に関する情報の収集及び分析を行うものとする。

#### (普及広報)

第十条 都は、都民及び事業者の男女平等参画社会 についての理解を促進するために必要な普及広報活動に努めるものとする。

#### (年次報告)

第十一条 知事は、男女平等参画施策の総合的な推 進に資するため、男女平等参画の状況、男女平等参 画施策の実施状況等について、年次報告を作成し、 公表するものとする。

#### 第三章 男女平等参画の促進

(決定過程への参画の促進に向けた支援)

第十二条 都は、国若しくは地方公共団体における 政策又は民間の団体における方針の決定過程への男 女平等参画を促進するための活動に対して、情報の 提供その他必要な支援を行うよう努めるものとする。

(雇用の分野における男女平等参画の促進)

第十三条 事業者は、雇用の分野において、男女平 等参画を促進する責務を有する。

- 2 知事は、男女平等参画の促進に必要と認める場合、事業者に対し、雇用の分野における男女の参画状況について報告を求めることができる。
- 3 知事は、前項の報告により把握した男女の参画状況について公表するものとする。
- 4 知事は、第二項の報告に基づき、事業者に対し、助言等を行うことができる。

#### 第四章 性別による権利侵害の禁止

第十四条 何人も、あらゆる場において、性別による差別的取扱いをしてはならない。

- 2 何人も、あらゆる場において、セクシュアル・ ハラスメントを行ってはならない。
- 3 家庭内等において、配偶者等に対する身体的又は精神的な苦痛を著しく与える暴力的行為は、これを行ってはならない。

#### 第五章 東京都男女平等参画審議会

#### (設置)

第十五条 行動計画その他男女平等参画に関する重要事項を調査審議するため、知事の附属機関として東京都男女平等参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

#### (組織)

第十六条 審議会は、知事が任命する委員二十五人 以内をもって組織する。

2 委員は、男女いずれか一方の性が委員総数の四 割未満とならないように選任しなければならない。

#### (専門委員)

第十七条 専門の事項を調査するため必要があると きは、審議会に専門委員を置くことができる。

#### (委員の任期)

第十八条 委員の任期は二年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

2 専門委員の任期は、専門の事項に関する調査が終了するまでとする。

#### (運営事項の委任)

第十九条 この章に規定するもののほか、審議会の 組織及び運営に関し必要な事項は、知事が定める。

#### 附則

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

## 用語説明

### ■ N P O

Non-Profit-Organizationの略称です。非営利の市民団体のことで、ボランティア活動などの社会貢献活動を行う営利を目的としない団体の総称です。

#### ■エンパワーメント

力(パワー)をつけることの意です。女性のエンパワーメントは、女性が自分自身の生活と人生を決定する権利と能力を持ち、様々なレベルの意思決定過程に参画し、社会的・経済的・政治的な状況を変えていく力を持つことを意味します。

#### ■ジェンダー

人間には生まれついての生物学的性別(セックス/sex)があります。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的性別」(ジェンダー/gender)と言います。「社会的性別」は、それ自体に良い、悪いという価値を含むものではなく、国際的にも使われています。

## ■ストーカー

特定の人に対して好意または怨恨を抱いてつきまとう行為です。「ストーカー行為等の規制等に関する法律(ストーカー規制法)」により、ストーカー行為は犯罪と定められています。

#### ■性的指向・性自認

性的指向とは、人の恋愛・性愛がいずれの性別を対象とするかを表すものであり、具体的には、 恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛を指し ます。

性自認とは、心の性別です。身体が男であろうと女であろうと関係なく、自分の"性別"をどのように"自認"しているかということです。この性自認と身体の性別の差が大きい人達が性同一性障害と呼ばれています。

### ■男女共同参画社会基本法

男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成11年6月23日法律第78号として、公布、施行されました。

#### ■ナイロビ戦略

正式には「西暦2000年に向けての婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」。372項目からなる2000年に向けて達成すべき課題の方向性を示したものです。将来戦略は、序章、I平等、II発展、II平和、IV特殊な状況の婦人、V国際及び地域協力の6章から構成されています。

## ■ハラスメント

いろいろな場面での「嫌がらせ、いじめ」を言います。その種類は様々ですが、他者に対する 発言・行動等が本人の意図には関係なく、相手を不快にさせたり、尊厳を傷つけたり、不利益を 与えたり、脅威を与えることを指します。

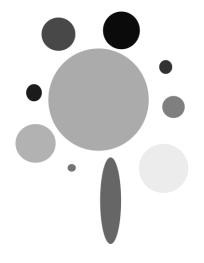
## ■PDCAサイクル

Plan(計画)→Do(実行)→Check(評価)→Action(改善)を繰り返すことで、計画や施策を改善していく手法です。

## ■ポジティブ・アクション(積極的改善措置)

自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を 改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供する ことです(男女共同参画社会基本法第2条)。

# シンボルマーク



わたしたちは、十人十色それぞれの個性を持っています。老若男女の区別なく、一人ひとりが自分の持つ能力を発揮し、みんなで社会を支え合っている様子を表現しました。

男女平等参画都市宣言を契機として、花火が大きく輝き、ひろがっていくように、一人ひとりが 男女平等参画社会をつくっていこうという決意 と願いをこめています。

# 一人ひとりがその人らしく生きるまちだプラン (第4次町田市男女平等推進計画)

発行年月:2017年3月

発 行 者:町田市

編集:市民部市民協働推進課 男女平等推進センター

**T**194-0013

東京都町田市原町田4-9-8 電話042(723)2908

刊行物番号: 16-79